

議案第234号

平成25年12月に一般職の職員に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例に関する条例案

(期末手当の臨時特例)

第1条 平成25年12月に職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号。以下「条例」という。）第1条第1号に掲げる規定の適用を受ける職員（条例第4条の規定の適用を受ける者、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第6号に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号。以下「任期付職員条例」という。）第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付職員等」という。）を除く。次条において「職員」という。）に支給すべき期末手当の額は、条例第2条第2項（任期付職員条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第3項、第4項（任期付職員条例第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第5項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）第4条並びに外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年大阪市条例第14号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額からその100分の9.77に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(勤勉手当の臨時特例)

第2条 平成25年12月に職員に支給すべき勤勉手当の額は、条例第3条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額からそ

の100分の9.77に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当の臨時特例）

第3条 平成25年12月に条例第1条第3号に掲げる規定の適用を受ける職員（任期付職員等を除く。）に対して期末手当及び勤勉手当を支給すべき場合における条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第2項から第6項まで」とあるのは「第3条第2項から第6項まで並びに平成25年12月に一般職の職員に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例に関する条例（平成25年大阪市条例第 号）第1条及び第2条」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年12月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の臨時特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。